

公共施設の使用料適正化に関する方針

平成28年2月
(令和7年9月一部改正)
弥 富 市

目 次

1	背景と目的	1
2	現状における課題	1
3	見直しの考え方	2
	(1) 負担の公平化（受益者負担の原則）	2
	(2) 算定方法の明確化（透明性の確保）	2
	(3) 減免適用の厳正化	2
4	使用料の算定	2
	(1) 原価の算出方法	2
	(2) 受益者負担割合の設定	4
5	対象施設	5
6	激変緩和措置等	6
7	端数処理	6
8	減免の取扱い	6
9	改定の時期及び周期	7
10	その他	7

1 背景と目的

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図るため、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという役割のもと、住民のニーズや地域の特性等を考慮し、生活の向上や健康の増進などを目的としたさまざまな施設（以下「公共施設」という。）を設置・運営しています。本市においても、福祉サービス提供の場として、また、市民の社会教育、スポーツ、レクリエーション、地域における親睦や集団活動などの場として、各種の公共施設を整備し、市民の利用に供しています。

これらの公共施設の多くは、その利用に際して、利用者に一定の使用料を納めていただきますが、この使用料は、利用者がその施設を利用することによって受ける利益又はサービスの対価として負担していただくもの（受益者負担）です。この受益者負担の趣旨からすれば、本来、公共施設の運営及び維持管理（以下「施設運営等」という。）は、利用者が納める使用料収入によって行うべきであり、これはつまり、公共施設の使用料は、施設運営等の費用をもとに算定するべきであると言えます。

しかしながら、本市の公共施設の使用料設定にはそのようなルールがなく、これまでの使用料は、過去からの経緯や近隣自治体の類似施設の事例などを参考にしているのが実情です。このため、使用料収入のみで施設運営等に必要な費用のすべてを得ることは難しく、その不足分は公費、すなわち市民の皆さんからの税金で賄うことになります。これは、施設を利用しない方も間接的に費用を負担しているということであり、実態として、施設を利用する方と利用しない方の間に不公平が生じていると言えます。

公共施設が、利用者に受益の対価として使用料を負担していただくものである以上、それが間接的であっても、利用しない方が負担をすることは適切ではありません。もちろん、これは使用料算定における理論上の話であって、施設運営等の費用を利用者（使用料収入）だけですべて負担するという意味ではなく、実際には、使用料収入以外の費用抛出も少なからず発生しますが、公共施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性からすれば、「利用する方々で相応の費用を負担する」という考え方（受益者負担の原則）に基づいて使用料を算定することが必要です。

公共施設の使用料を、利用者の受益の対価として適正な額とし、市民の皆さんの負担の公平性を確保するためには、公共施設の使用料算定について、受益者負担の原則に基づく統一的なルール（算定方法）を定め、これにより使用料を決定する必要があります。

このため、現行の公共施設の使用料については、特別の事情のあるものを除き、すべて見直しを行うこととし、統一的な算定方法に基づき使用料を設定することによって、公共施設の使用料の適正化と透明化を図るとともに、市民の皆さんの負担の公平性を確保します。

2 現状における課題

(1) 算定基準が統一されていない

使用料の算定方法が施設ごとに異なるため、その金額が負担の公平性の観点から適切なものであるかが明らかではありません。

(2) 算定方法が明確でない

現行の使用料は、算定方法に明確な根拠や基準がないため、その金額が利用者の受益の対価として適切なものであるかが明らかではありません。

(3) 使用料の減免が過大に適用されている

使用料の減免の適用は、本来、厳格に取り扱われるべきものですが、制度の趣旨に反して、過去からの慣例などにより、過大に適用されているものがあります。

3 見直しの考え方

公共施設の使用料の見直しは、次の3つを基本方針として行います。

(1) 負担の公平化（受益者負担の原則）

施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設を利用する方（受益者）が相応の費用を負担する「受益者負担の原則」に基づき見直しを行います。

(2) 算定方法の明確化（透明性の確保）

使用料の算定方法（算定に用いる数値・費用、計算式等）を明確にし、同種・同類の施設については、原則として、すべて同じ算定方法によって使用料を算定します。

(3) 減免適用の厳正化

使用料の減免は、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限られる特別な措置であることを踏まえて、その適用に当たっては、負担の公平性（受益者負担の原則）を損なうことのないよう厳格な制度解釈のもと、公正に取り扱うものとします。

4 使用料の算定

本市の公共施設（特定の施設を除く。）の使用料は、「原価」に「受益者負担割合」を乗じて算定するものとします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

原価

施設の運営及び維持管理に要する費用で、人件費、物件費、維持補修費（経常費用のみ）及び建設費（減価償却費）の合計とします。

受益者負担割合

施設の性質によって、次の区分により受益者（利用者）と市（公費）の負担割合を設定します。

- 市民の生活に必要不可欠なものか …… 必需的 or 選択的
- 民間による提供が可能なものか …… 市場的 or 非市場的

(1) 原価の算出方法

受益者負担の原則に基づき、適正な使用料を算定するためには、その算定の基礎となる「原価」を的確に把握する必要があります。この「原価」については、施設運営等に要する費用として、人件費、物件費、維持補修費及び減価償却費に該当するものから、

その施設の個別事業にかかる費用を除いた経常費用の合計額（以下「維持管理費」という。）とします。

なお、用地取得費は、原価には算入しないものとします。

また、原価の算出に当たっては、原則として、見直しを行う年度の前年度の維持管理費の決算額（ただし長期閉鎖等により、施設利用が著しく減少する場合は個別に検討を行う。）を用いるものとします。

原価 = 人件費 + 物件費 + 維持補修費 + 減価償却費

【原価に算入する費用】

人 件 費	施設の運営及び維持管理にかかる職員の給与及び法定福利費	
物 件 費	需 用 費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修理・修繕費等
	役 務 費	郵便料、電話料、施設・設備の点検・検査料、保険料等
	委 託 料	施設の運営及び維持管理にかかる業務の外部委託費
	使用料及び賃借料	機器借上料、テレビ聴視料等
	備品購入費	備品（需用費で購入するものを除く。）の購入費
	そ の 他	上記のほか、施設の運営及び維持管理にかかる費用
維 持 補 修 費	施設・設備の老朽化等により実施する機能維持のための修繕・補修工事等の費用	
減 価 償 却 費	建設費・大規模修繕費を耐用年数で除した年当たりの費用	

【原価に算入しない費用】

資 産 の 取 得 にかかる費用	用 地 取 得 費	年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、用地取得費は原価には含めず、公費で負担するものとします。
個 別 事 業 に か か る 費 用	各施設が主体的に実施する事業は、利用者のみを対象としているものではないため、その費用は公費で負担するものとします。	

① 屋内施設（専用利用）の原価〔会議室、実習室、ホール、体育館、武道場など〕

会議室や体育館など、屋内の一定のスペースを専用して利用する施設については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単位原価を算出し、これに利用面積と利用時間を乗じて、1室（1区画）の利用にかかる原価とします。

* $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単位原価 = 年間維持管理費 ÷ 屋内施設の合計面積 ÷ 年間利用可能時間

1室（1区画）の利用にかかる原価 = $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単位原価 × 利用面積 × 利用時間

（注）利用面積には、専用面積のほか、トイレ・廊下などの共用部分を専用面積で按分した面積を含みます。

② 屋外体育施設の原価〔グラウンド、野球場、テニスコートなど〕

グラウンドやテニスコートなど、屋外の一定のスペースを専用して利用する施設については、面積によって使用料に差が生じることは適当ではないため、当該施設の1時間当たりの単位原価を算出し、これに利用時間に乗じて、1施設（1区画）の利用にかかる原価とします。

* $1 \text{ 時間当たりの単位原価} = \text{年間維持管理費} \div \text{年間利用可能時間}$

$1 \text{ 施設（1区画）の利用にかかる原価} = 1 \text{ 時間当たりの単位原価} \times \text{利用時間}$

③ 個人利用施設の原価〔トレーニングジムなど〕

トレーニングジムなど、一定のスペースを不特定多数の人が共同で利用する施設については、利用者1人当たりの単位原価を算出し、これを1施設の利用にかかる原価とします。なお、時間単位で使用料の設定をする施設については、利用者1人・1時間当たりの単位原価を算出し、これに利用時間に乗じて、1施設の利用にかかる原価とします。

* $1 \text{ 人当たりの単位原価} = \text{年間維持管理費} \div \text{年間利用者数}$

$1 \text{ 施設の利用にかかる原価} = 1 \text{ 人当たりの単位原価}$

* $1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 時間当たりの単位原価} = \text{年間維持管理費} \div \text{年間利用者数} \div \text{年間利用可能時間}$

$1 \text{ 施設の利用にかかる原価} = 1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 時間当たりの単位原価} \times \text{利用時間}$

④ その他の施設の原価

上記①～③による原価算出が困難な施設については、その施設の運営・管理や利用の状況などを踏まえて、個別に原価を算出します。

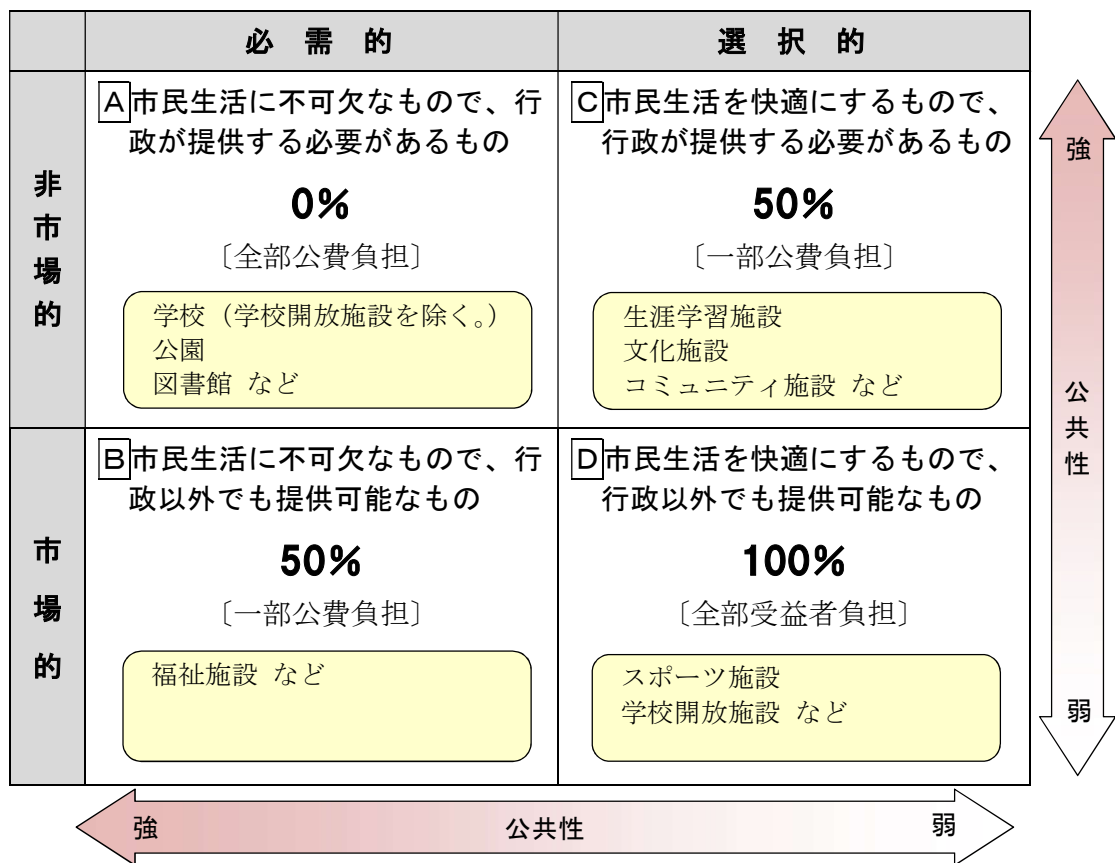
(注) 貸出施設とその他の施設とで維持管理費を切り離すことが困難な場合は、面積按分などの方法によって算出するものとします。

(2) 受益者負担割合の設定

公共施設は、「市民生活に必要不可欠なもの」（必需的）と「市民生活を快適なものにするために個人が選択的に利用するもの」（選択的）、また、「行政以外（民間）では提供できないもの」（非市場的）と「民間でも同種又は類似のサービスを提供できるもの」（市場的）と、その性質によってさまざまな種類のものがあります。

このような性質の違いを考慮せず、施設の運営及び維持管理にかかる費用のすべてを一律に利用者の負担として使用料を算定してしまうことは、かえって公平性を損なうこととなります。

このため、使用料の算定に当たっては、公共施設を「必需性」と「市場性」の観点から、性質別に次のように4つに分類し、公共性の強弱に応じてそれぞれの受益者負担割合を設定します。



5 対象施設

使用料の見直しの対象施設は、次に掲げる施設とします。

施設区分	施 設 名	分 類
福祉施設	老人福祉センター	B 受益者負担割合 50%
	十四山老人福祉センター	
	南福祉センター	
	児童館（さくら・白鳥・栄南・弥生・大藤）	
生涯学習施設	中央公民館	C 受益者負担割合 50%
	十四山公民館	
文化施設	まちなか交流館	
	さくら会館	
コミュニティ施設	コミュニティ会館（南部・白鳥）	D 受益者負担割合 100%
スポーツ施設	総合体育館	
	十四山体育館	
	武道場	
	十四山スポーツセンター	
	各グラウンド・テニスコート	
	コミュニティグラウンド（南部・白鳥）	
その他	農村環境改善センター	
	農村多目的センター	
	学校体育館（学校施設開放）	

※ 法令等で使用料が無料と定められている場合や、使用料の額や算定方法等が定められている場合など、原価算定によることに馴染まない次の施設については、本件見直しの対象外とします。

〔対象外施設〕

小・中学校、公園、図書館、保育所、児童クラブ、子育て支援センター、のびのび園、火葬場、墓地、道路、水路・河川、上下水道・污水处理施設など

6 激変緩和措置等

受益者負担の原則に基づき、明確かつ統一的な算定方法を定め、これにより使用料を算定することによって、公共施設の使用料は、市民の皆さんにとって公平で適正なものとなります。しかし、その算定方法により算定した使用料が、現行の使用料を大幅に上回ることになれば、これは施設利用者にとって大きな負担となり、これにより施設の利用者が激減するという事態が発生すること考えられます。逆に、現行の使用料を大幅に下回ることになれば、近隣自治体や民営の施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招く恐れもあります。

このため、使用料の改定に当たっては、改定後の使用料が急激に変化することがないよう、原則として、改定の上限を1.5倍とします。

また、今回の見直しにより使用料を改定することで、施設の利用等に次のような影響を生じる恐れがある場合は、個別に使用料の額や算定方法を調整する、現行使用料を据え置く等の措置を講じるものとします。

- ① 現行の使用料が同額に設定されている同種施設について、施設ごとに使用料を算定し、異なる額を設定することによって、利用者に混乱を来す恐れがある場合
- ② 近隣の自治体や民間が運営する同種・類似施設よりも使用料が高額となり、利用者数が減少する恐れがある場合
- ③ 現行の使用料よりも大幅に低額又は高額になることで、他の施設とのバランスを欠き、全体として運営に影響を及ぼす恐れがある場合

7 端数処理

使用料は10円単位とし、10円未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、算定した使用料が100円に満たない場合は、100円とするものとします。

8 減免の取扱い

使用料の減免制度は、施設の設置目的や利用者の個別事情などを考慮して、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限って適用が認められるもので、その取扱いは特に厳格なものでなければなりません。しかしながら、これまでの減免適用の実態を見ると、減免基準をかなり拡大解釈しているものが多く見受けられます。

公共施設の使用料は、利用者にとって最小の負担となるように低価格の設定としていますが、さらに減免を適用すれば、結局、その減免分は市民の皆さんの税金から補填されますので、安易に減免を適用することは、負担の公平性（受益者負担の原則）を損なうことになります。

減免の取扱いに当たっては、このことを改めて認識するとともに、その重大さをしっかりと受け止め、過去の実績や慣例などによって安易に減免を適用することのないよう、厳正に取り扱い、公平性の確保に努めるものとします。

9 改定の時期及び周期

今回の見直しによる使用料の改定は、これにかかる事務処理や市民への周知期間等を考慮し、令和8年5月の適用を目標に進めるものとします。

また、以後は、社会情勢や財政状況等に対応した適正な使用料とするとともに、利用者の混乱や事務手続の混乱を避けるため、原則として3年ごとに見直しを行い、必要に応じて使用料の改定を行うものとします。

10 その他

- (1) 附属設備及び夜間照明等の使用料については、各施設の利用形態や設備の種類・規模等がそれぞれ異なることから、本件見直しの対象外とし、施設ごとに個別に設定するものとします。
- (2) 一定の時間数で利用単位を設定している施設においては、従前から全日利用の単位に割引価格が設定されていますが、見直しにより、割引価格の設定は廃止し、すべての利用単位の使用料は、1時間当たりの原価によって算定した額とします。また、同一施設における1時間当たりの原価は、利用時間帯、曜日等に関わらず同額とします。
- (3) 冷暖房時期の使用料は、通常期の算定額に、光熱費の増加分を考慮した一定の割合を乗じて算定するものとします。
- (4) 市外の者が公共施設を利用する場合や営利目的で施設を利用する場合には、割増料金を設定することとします。市外の者が利用する場合は通常料金の2倍、営利目的の利用については通常料金の4倍を徴収するものとします。また、市外の者が営利目的で利用する場合は、それぞれが適用されるものとし、通常料金の8倍を徴収します。